◎特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の記載のしかた

税額通知書でお知らせした指定番号を記入ください。

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている特別徴収税額（年税額）を記入ください。
(イ)異動が生じるまで毎月徴収した合計額を徴収月を記入ください。
(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)と未徴収月を記入ください。

法人番号（付番がない場合は代表者の個人番号）を記入ください。

個人番号を記入ください。

退職などにより住所が変わられる場合は新しい住所を記入ください。

転勤などで新しい勤務先へ行かれ、特別徴収を継続する場合は、名称・所在地等記入ください。

退職等の異動で未徴収額を一括徴収する場合に記入ください。

普通徴収に切り替える場合該当の数字を記入ください。

特別徴収することができなくなった場合、異動の理由、異動後の徴収方法を選んで該当の数字を記入ください。
記入後、矢印に進みそれぞれの内容を記入ください。

新しい勤務先に月割額等を連絡した場合記入ください。

御注意

321

黒のボールペンで記入ください。
特別徴収義務者は、特別徴収税額通知書に記載された指定番号を記入ください。
特別徴収義務者に異動が生じる場合には、前勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で特別徴収税額の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたう え で、新勤務先に一括徴収税額（年税額）の市区町村長に送付ください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先では、1月1日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付ください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

長崎県長与町長　殿

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地　〒

フリガナ

氏名又は名称

個人番号又は法人番号　←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号

担当連絡者先　所属　氏名　電話　内線（　　）

給与所得者		(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ							
氏名							
生年月日	年　月　日						
個人番号							
受給者番号							
1月1日現在の住所							
異動後の住所		円	月から　月まで　円	月から　月まで　円	年　月　日	右から番号を記入　1 退職　2 転勤　3 休職・長期　4 死亡　5 支払額少額・不定期　6 合併・解散　7 その他　（事由・理由）	右から番号を記入　1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号　新規　法人番号

所在地　〒

フリガナ

氏名又は名称

担当者連絡先　所属　氏名　電話　内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿円を　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　右から番号を記入

1．異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日　月　日

徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　右から番号を

1．異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3．死亡による退職であるため

市町村記入欄

※令和7年1月1日以降の退職者については退職金等の支払いがある場合は、未徴収税額を必ず一括徴収してください。（地方税法321条の5第2項）